

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

### 国民健康保険税の減免

市役所国保年金課

☎0587(32)1312  
ID 10001008

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどして一定の基準を満たした世帯は、申請により国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。  
詳しくは、7月中旬に送付する「令和2年度納税通知書」（本算定分）を確認後、問い合わせてください。

### 国民年金保険料免除・納付猶予制度

市役所国保年金課

☎0587(32)1328  
ID 10001026

**免除制度**  
国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、申請して承認されると、承認期間の納付が免除されます。  
免除には「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」と4段階あります。「全額」以外の免除は、残りの保険料を納

付しないと未納期間となり、受給要件や老齢基礎年金額の計算に算入されません。

**納付猶予制度**  
50歳未満で、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、申請して承認されると、承認期間の納付が猶予されます。

**対象期間** 7月～令和3年6月分 ※申請時点から2年1カ月前の期間までさかのぼって申請できますが、申請が遅れると障害年金が受け取れなくなる場合がありますので早めに申請してください。  
**申請に必要なもの** 年金手帳または納付書（基礎年金番号が分かるもの）、印鑑、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票など（離職の場合）  
**申請先** 市役所国保年金課、支所

**減収のための臨時特例措置**  
新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易的な手続きにより、国民年金保険料免除・納付猶予（学生の場合は

所得割率が9・64%、被保険者均等割額が年4万8765円です。  
**保険料の納付方法**  
①普通徴収  
7月～翌年2月の8期で納付書または口座振替により納付します。  
②特別徴収  
年金から天引きの方法で納付します。10月～翌年2月の年金が本徴収です。10月以降

### 後期高齢者医療制度の保険料が決定

市役所国保年金課

☎0587(32)1325  
ID 10006254

7月に保険料が決定されますので、対象者には7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

令和2年度の保険料率は、

### 令和2年度保険料の軽減割合（均等割額）

対象	軽減割合
世帯の所得金額の合計が33万円以下の世帯	7.75割軽減※1
世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、他の所得がない世帯	7割軽減※2
世帯の所得金額の合計が、33万円+〈28.5万円×世帯の被保険者数〉以下の世帯	5割軽減
世帯の所得金額の合計が、33万円+〈52万円×世帯の被保険者数〉以下の世帯	2割軽減

65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※1 この要件を満たす方の軽減割合はこれまで8.5割軽減でしたが、軽減特例の見直しにより、今年度は7.75割軽減、来年度は7割軽減になります

※2 この要件を満たす方の軽減割合はこれまで8割軽減でしたが、軽減特例の見直しにより、今年度以降は7割軽減になります

学生納付特例の申請が可能です。

※詳しくは、日本年金機構のホームページで確認してください。  
※市役所国保年金課では、7月6日（月）・20日（月）に、午後7時まで臨時特例措置の受付・相談を実施します



### 福祉医療費受給者証の更新・受給手続きをお忘れなく

市役所国保年金課

☎0587(32)1325  
ID 10006174

**後期高齢者福祉医療費受給者証**  
**有効期限** 7月31日（金）  
**母子・父子家庭医療費受給者証**  
**有効期限** 10月31日（土）  
**その他** 更新申請書は7月下旬に送付します。養育費の8割

の保険料は、今回決定した年間保険料から4月・6月・8月分の仮徴収額を差し引いた額となります。  
※年度途中に被保険者となった方や保険料に変更が生じたときなどは、普通徴収と特別徴収の両方になる場合があります。

**保険料の軽減**  
次のいずれかに該当する方は、保険料が軽減されます。軽減額は「保険料額決定通知書」に記載してあります。

- ①世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額により均等割額が軽減されます（上表）
- ②後期高齢者医療制度に加入する直前に会社の健康保険などの被扶養者であった方には所得割は課さず、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます
- ※①②どちらにも該当する方は、いずれか大きい額が軽減されます
- ※収入の状況や世帯の構成により、基準が異なります

**保険料の減免**  
新型コロナウイルス感染症

を所得とみなして算定します

**対象・必要なもの** 左表  
**申請先** 市役所国保年金課、支所、市民センター  
**助成内容** 医療保険の自己負担額  
**その他** 生活保護法など、他の公的制度で医療費の助成を受けている方は対象になりません



### 福祉医療費受給者証 対象・必要なもの

区分	対象		必要なもの
	受給資格	所得制限	
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療被保険者で次のいずれかに該当する方 ①母子・父子家庭医療に該当する ②戦傷病者手帳の交付を受けている ③一人暮らしで、住民税が非課税かつ税法上の扶養控除対象者になっていない ④寝たきりまたは認知症の高齢者で、主たる生計者の住民税が非課税である	一部あり	印鑑、健康保険証、認定区分の分かるもの（戦傷病者手帳、介護保険証など） ※所得証明が必要な場合があります
母子・父子家庭医療	次のいずれかに該当する方 ①児童が18歳になる年の年度末までの母子・父子家庭の母または父と児童 ②18歳になる年の年度末までの父母のいない児童	あり	印鑑、健康保険証、令和元年分の所得証明書またはマイナンバーが分かるもの（1月2日以降に転入した方のみ）、母子・父子家庭を証明する書類（新規で申請する方のみ）

の影響により、収入が減少するなどして一定の基準を満たした場合、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

詳しくは、7月中旬に送付する「令和2年度保険料額決定通知書」を確認後、問い合わせてください。

**電話窓口の案内**  
後期高齢者医療の保険料と保険証についての相談は、愛知県後期高齢者医療広域連合の電話窓口（☎0570-011558）に問い合わせ

**期間** 7月13日（月）～8月31日（月）、午前8時45分～午後5時15分  
※納付に関する相談は市役所国保年金課へ

### 後期高齢者医療被保険者証が更新されます

市役所国保年金課

☎0587(32)1325  
ID 10001023

現在使用している後期高齢者医療被保険者証（保険証）の有効期限は7月31日（金）で

す。新しい保険証はオレンジ色で7月中旬に送付します。

**一部負担金の割合の判定方法**  
後期高齢者医療制度では、被保険者が医療機関にかかるときに、医療費の一部（1割または3割）を自己負担します。

同一世帯に住民税の課税所得額が145万円以上の被保険者が1人でもいる場合、一部負担金の割合が3割になります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請すると一部負担金の割合が1割になります。

- ①同一世帯に被保険者が1人で、その収入額が383万円未満
- ②同一世帯に被保険者が1人で、他の医療保険に加入している世帯内の70歳～74歳の方との収入額の合計が520万円未満
- ③同一世帯に被保険者が2人以上で、その収入額の合計が520万円未満

